

# メタウォーター株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：メタウォーター株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第2分科会
- (3) 資 本 金：119億4,670万円
- (4) 従業員数：連結2,961名（2018年3月末）
- (5) 主な事業：

浄水場・下水処理場・ごみ処理施設向け設備等の設計・建設、各種機器類の設計・製造・販売、補修工事、運転管理等の各種サービスの提供

- (6) 企業理念：

「続ける。続くために。」

続ける。誠実であることを。

日々、課題に向き合い、応える。

続ける。協力し合うことを。

尊重し合い、多様な知恵と技術で成し遂げる。

続ける。イノベーションすることを。

しなやかに発想し、挑戦する。

本当に大切なことが続くために。

- (7) CIマーク：



中央の上下の線が当社の果たすべき役割や先進的な技術・製品を、左側の濃いブルーが浄化もしくは再生前の水を、右側の明るいブルーが浄化もしくは再生後の水を、それぞれ表現しています。

## 2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置および名称

当社の知的財産部門は、事業戦略本部に属しており、「知的財産部」と称しています。

- (2) 構成および人員

知的財産部は、総勢9名（弁理士資格者4名、工学博士2名を含む）で全員が本社（東京都千代田区）に在籍しており、発明発掘、出願・権利化、特許調査、契約の実務を担うグループと、事務管理、システム管理、企画・教育等を担うグループとから構成されています。

- (3) 沿革

当社は、2008年4月1日、日本碍子株式会社と富士電機株式会社の各水環境事業子会社の合併により、水・環境分野における総合エンジニアリング企業として発足し、国内外の水道、下水道、環境の各分野で事業を展開するとともに、国内外企業との連携・提携も積極的に推進し、顧客のニーズに合わせた幅広いソリューションの提供や今後の成長に向けた事業領域の拡大にも注力し、今日に至っています。

知的財産部門は、2008年4月の当社発足時、「事業開発本部 事業企画部」所属のメンバー5名の知的財産グループとしてスタートしました。その後数度の組織変更の後、2016年4月に現在の「事業戦略本部 知的財産部」となりました。これまで、知財管理システムの構築、データ見直し、検索システムの変更、知財関連の社内手続きの見直し等の作業を順次進め、体制強化を継続してきました。

### 3. わが社の知財活動

#### (1) 基本方針

自社の開発の成果の保護、知的財産権の侵害回避および業務における知的財産への意識の向上を知的財産活動の基本方針としています。

#### (2) 開発の成果の保護

開発の成果物たる知的財産を保護すべく、特許権取得を推し進めると共に、必要に応じて意匠権取得も行っています。また、出願に伴う技術流出の可能性を考慮し、ノウハウとしての保護と出願・権利化による保護を比較衡量しながら適切な保護を図っています。

具体的には、開発テーマや事業の構想段階から知的財産部が関与する体制を取っています。また開発拠点毎に配置された知財部員が、発明発掘、先行技術調査、出願戦略の策定、出願・権利化までの一連の業務プロセスを担当しています。

外国特許出願については、知的財産部門、開発担当部門、海外部門による検討会を年2回開催して、事業展開の可能性、技術の重要度、出願費用等の総合的な観点から対象国を決定しています。

商標の取得維持活動も重要な知財活動と位置づけています。ハウスマーク商標については、世界18の国、地域で商標登録を行い、その監視、維持を実施しております。また重要な事業である「WBC（ウォータービジネスクラウド）」については、事業マークとして国内外で商標を取得し、その傘下で展開される各サービスの名称等についても商標登録することで、事業全体として網羅的な商標権取得を図っています。

#### (3) 権利侵害回避

開発テーマの起案時に、担当部門による他社権利調査と、その結果の知的財産部による確認を義務づけています。知的財産部は、必要に応じて、補強調査の実施や、開発担当部門による再調査を促すアドバイスを行っています。

また、保有する検索システムの機能を用いて、SDI配信や他社特許状況のウォッチング等が開発担当部門毎に自動的に実行される仕組みを構築しています。

#### (4) 知的財産権への意識の向上

人事教育の一環として、入社時の啓発教育、制度基礎講習および管理職を対象とした知財管理の研修を実施しています。

知的財産部主催による、検索講習や発明届出書作成講習等を実施して、実務レベルでの知財教育も強化しています。また社外の講師を招いた企業知財とブランド戦略に関する講演会を年各1回程度行っています。

上記の集合教育に加え、各出願段階での発明者教育や各知財部員が開発拠点を訪問した際の開発担当者へのアドバイス、発明発掘会等の場を利用しての、若手技術者へのOJTにも力を入れております。その他全社コンプライアンス教育の一環として、知的財産に関する法令遵守のためのeラーニングも実施しています。

これらの啓蒙活動を通じて、全社員の知財意識の向上を図っています。

### 4. 今後の課題

これまでは、知的財産部門としてのコア業務である出願・権利化を確実に実行するための体制、システム構築に主眼を置いてきました。これからは知財の周辺業務を強化するためのシステム変更、制度強化を目指す段階にあると考えています。

具体的には、海外事業の展開等を睨んで、海外子会社の知財活動への補助、外国特許や商標の適切な権利取得と維持活動の更なる強化、技術情報として知財情報を活用した開発への補助活動の強化、発明者のインセンティブを確保するための職務発明制度の改正、契約管理システムの構築等を目指していく予定です。

(原稿受領日 2018年9月7日)